

花巻市環境基本計画策定市民エコワーキンググループ設置要領

(設置)

第1条 花巻市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定にあたり、現在の環境基本計画を振り返り、今後の方向性や課題を達成するための市民の役割や行動について意見を聞き、基本計画案の検討の助言とするために、市民エコワーキンググループ（以下「市民エコワーキング」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民エコワーキングの所掌事項は基本計画策定に係る次の事項とする。

- (1) 花巻市の自然環境や生活環境の現状と課題の整理
- (2) 望ましい環境像・目標の検討
- (3) 具体的環境施策の検討
- (4) その他基本計画の策定に必要な事項

(組織及び会議)

第3条 市民エコワーキングは、環境分野に精通し活動を展開している市民（別表）をもって組織する。

- 2 市民エコワーキングの中から互選によりグループリーダーを選出する。
- 3 市民エコワーキングはグループリーダーが招集し、グループリーダーが議長となり議事をすすめる。

(庶務)

第4条 市民エコワーキングの庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、市民エコワーキングの運営に関し必要な事項は、グループリーダーが別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月23日から施行する。